

## 猪苗代町雇用就農支援事業補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、農業雇用者の雇用安定及び技術定着を推進し、地域農業の担い手となる農業者の確保を図るため、就農希望者を雇用する農業者に対し、猪苗代町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年猪苗代町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で猪苗代町雇用就農支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### （補助事業者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、町内に住所を有する個人又は主たる事業所を置く法人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 農業を主たる生業として営む者
2. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は当該年度に位置付けられることが確実である者
3. 十分な指導を行うことのできる指導者（5年以上の農業経験を有する者等）を確保している者
4. 町税を滞納していない者
5. 猪苗代町暴力団排除条例（平成23年猪苗代町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

### （雇用就農者）

第3条 補助金の交付対象となる雇用就農者（以下「雇用就農者」という。）は、雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）別記1第4の1の（2）に定める要件をすべて満たす者とする。

(対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、雇用就農者の補助金の交付開始月から起算して24月を経過する月まで（雇用就農者の雇用を継続している期間に限る。）とする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業者が雇用就農者に対して農業経営や農業技術の研修を実施する期間に支給した給与及び旅費並びに研修に要した消耗品費とする。

(補助金の額)

第6条 交付する補助金の額は、雇用就農者1人につき、5万円に補助対象期間の月数を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、猪苗代町雇用就農支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書（様式第2号）
2. 雇用就農者の雇用事実を確認できる書類
3. 町税を滞納していないことを証明する書類
4. その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で交付の可否を決定し、猪苗代町雇用就農支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、当該事業に要する経費の2割を超えない範囲での額の増減と

する。

（変更の承認申請）

第10条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、猪苗代町雇用就農支援事業補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条による実績報告は、猪苗代町雇用就農支援事業実績報告書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添えて、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査の上、補助金の額を確定し、猪苗代町雇用就農支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、通知を受けた日から起算して30日以内に、猪苗代町雇用就農支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。